

基勞発 0406 第 1 号

平成 24 年 4 月 6 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長

(公 印 省 略)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律による労働者災害補償保険法の改正の趣旨について

本日公布された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 27 号）については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律について」（平成 24 年 4 月 6 日付け基発 0406 第 1 号・職発 0406 第 7 号）によって、厚生労働省労働基準局長及び職業安定局長から貴職宛て通達されたところであるが、本法による労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の改正の趣旨は下記のとおりであるので、了知されたい。

なお、その施行の詳細については、本法の施行前に別途通達することとしている。

記

派遣先事業主の行為によって発生した労働災害について労災保険給付を行った場合に、政府が、当該派遣先事業主に対して、労働者災害補償保険法第 12 条の 4 の規定に基づく損害賠償請求を行うことは、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等による諸規制とあいまって派遣先事業主の災害防止の取組をより一層促進する効果をもたらすものであると考えられる。

派遣労働者に関する労働災害は派遣先事業主の指揮命令下において発生することが一般的であるが、これまで、政府が派遣先事業主に対して報告徴収や立入検査を行う権限が

なく、その損害賠償責任の有無の確認が困難であるなどの事情があり、派遣先事業主に対する損害賠償請求の実施が必ずしも徹底されていない状況にあった。

この状況を踏まえ、派遣先事業主に対する損害賠償請求を円滑に実施することを目的とし、政府に派遣先事業主に対する報告徴収や立入検査の権限を付与するための所要の改正が行われたものである。